

みんなのでつくるまちなプロジェクト

Vol 6

「交流そして協働へ」 ひとりひとりがまちの経営者

ひとりひとりがまちの経営者

まちづくりに一番大切なのは「人」と言われています。地域の特性を活かしたまちづくりを実現するためには、皆さん一人ひとりがアイデアを出し合い、みんなで協力し活動することが大切です。町は、地域づくり活動事業団体に対する活動費の助成や、活動拠点の設置に対する支援など、地域の皆さんが主体となって取り組むことができるよう、バックアップをしています。

また、人権に配慮したまちづくりを進めるため、人権対策の推進を図り、誰もが参画しやすい環境づくりに取り組んでいます。

自分の住む地域に誇りを持ち、楽しみながら活動を続けていけるように、皆さんも一緒に考えてみませんか。



【地区コミュニティ計画・地域づくり活動事業の推進】

上毛町「コミュニティ計画」の策定

人とのつながり、美しい景観、魚が住むきれいな川、代々受け継がれてきた伝統文化など、町の大切な財産をずっと守ってきたのは、地域で長年暮らしてきた皆さん一人ひとりでです。

しかし、少子高齢化による人口減少、生活環境の変化などから、地域によって新しい問題も生まれてきています。そのような問題を解決する糸口を見つめるため、身近な生活舞台の主役である地域の皆さんを中心とした「住民ワークショップ」を平成19年度に開催しました。その中で南吉富・西吉富・唐原・友枝の4地区と上毛町全体の課題を解決するための88のプロジェクトが提案され、平成20年3月、町はこれらを盛り込んだ「上毛町「コミュニティ計画」を策定しました。



住民ワークショップの様子

「ネットワーク友枝」主催のまちあるきイベント

上毛町地域づくり活動事業の推進

町では、上毛町「コミュニティ計画」を推進するため、平成20年度から新たに「上毛町地域づくり活動事業」を開始しています。この事業は、地域の皆さんの創意と工夫によりまちづくりに主体的に取り組めるように、地域づくり活動を行う団体を募集して活動費の助成等を行うものです。

地域づくり活動団体として認定される要件は、次の3つです。5人以上で活動を行う団体であること、次に町内に在住または勤務する方で構成されていること、そして上毛町「コミュニティ計画」の活動計画に沿って地域の課題の解決に取り組む活動内容であることです。

この要件を満たし活動を始めているのは現在29団体。児童の登下校の見守りや、高齢者の暮らしをサポートする安心安全活動、友枝川などの景観を守る環境保全活動、文化財の保全や伝統芸能の伝承などを行う文化伝承活動など多岐に渡っています。

町が助成する活動費については、3年間の期限つきで、それぞれの団体は持続可能な活動団体となるために、日々の努力を積み重ねています。また、地域づくり広報紙「上毛のいぶき」で活動内容やイベント情報等を発信するほか、研究会や交流会を開催するなど、町は団体の活動を側面からサポートしています。

これからも多くの皆さんが地域づくり活動に参加して、笑顔が堪えない明るい町が存続できるよう、この事業を推進していきます。

●問い合わせ先 企画情報課
TEL 72-3111
(内線123)



友枝川の保全活動を行う「したんかわよろうかい」

【人権対策の推進】

人権問題について、関心と意識を高める。

12月4日から12月10日までは 人権週間です

1948年(昭和23年)12月10日に国際連合の第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、この日が人権デーと定められました。日本では、その翌年から毎年12月10日を最終日とする1週間を人権週間と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く人権意識の高揚を呼びかけています。

今年も12月4日から10日までを「第62回人権週間」として、啓発活動重点目標である「みんなで築こう、人権の世紀」を考えよう、相手の気持ち、育てよう、思いやりの心」をはじめ、様々な人権問題を強調事項として掲げ、啓発活動を展開することとしています。

町では、啓発冊子「みんなのしあわせ」や人権カレンダーの発行をはじめ、上毛町人権・同和問題啓発講演会を12月5日に開催します。

講演会当日は、人権擁護委員さんによる街頭啓発活動や人権ポスター、デザイン標語の入選作品の展示などを行います。

人権問題を見つめ直し、差別のない明るい町づくりに取り組んでいきましょう。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係

TEL 72-3111(内線143)

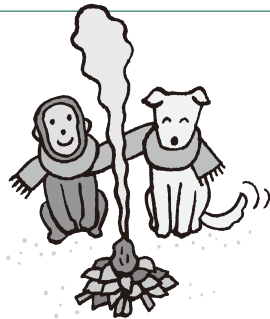
人権擁護委員

人権擁護委員は、皆さんから寄せられる人権相談をはじめ、地域や学校などで人権啓発活動を行っています。上毛町は、行橋人権擁護委員協議会(福岡法務局行橋支局内)に所属しており、4人の人権擁護委員がいます。

任期は3年で、10月1日には、峯正弘さん(東上)、百留征矢子さん(百留)が、上毛町の人権擁護委員として、法務大臣から委嘱(再任)されました。人権に関して悩んでいることや、心配なことがありましたら、お気軽に人権擁護委員にご相談ください。

※相談は無料です。秘密は厳守します。

●問い合わせ先 住民課 生活窓口係
TEL 72-3111(内線144)



上毛町人権擁護委員		
氏名	住所	備考(任期3年)
峯 正弘さん	東上3346	H22.10.1再任
百留 征矢子さん	百留281-2	H22.10.1再任
緒方 武雄さん	安雲366-3	H20.7.1再任
林田 君代さん	安雲635	H21.1.1新任

※20ページの「上毛素敵」で紹介しています。

強調事項

- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 人身取引をなくそう

上毛町人権・同和問題啓発講演会

人権を侵害しないために ~情報の正しい選び方~

講師 **辛坊 治郎氏** (株)大阪総合研究所代表 前読売テレビ解説委員長 芦屋大学客員教授

12月5日(日) げんきの杜 多目的ホール **入場無料**

開場 12:30 開演 13:30 [講演] 13:40~15:10 ※事前申し込みが必要です。

◎11月26日(金)までに住民課または総合窓口課へお申し込みください。
座席に限りがありますので、申し込みはお早めをお願いします。
■主催:上毛町 ■共催:北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会 ■後援:福岡法務局行橋支局、行橋人権擁護委員協議会

同時開催 ロビー

- 人権の花運動写真展
- 小中学生の「人権ポスター・デザイン標語入選作品展示」
- 「世界人権宣言」書画パネル展示
- 人権キャラクター「あゆみちゃん」による啓発品の配布、ぬりえコーナー

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)